

食品添加物表示制度の在り方の検討に当たり、「第2回検討会で実施した消費者団体ヒアリング」、「第3回検討会で実施した事業者団体ヒアリングにおける意見も踏まえ」、現状の制度の検証も兼ねて、次のとおり論点を整理した。

- ・論点1 一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方
- ・論点2 用途名表示の在り方
- ・論点3 「無添加」、「不使用」の表示の在り方
- ・論点4 栄養強化目的で使用した食品添加物の表示
- ・論点5 食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育について

令和元年8月29日開催
第4回食品添加物表示制度に関する検討会
資料2を修正

論点1 一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方

(現 状) 複数の組合せで効果を発揮する添加物や、食品中にも常在する成分であるような添加物は、一括名での表示が認められている(イーストフード、ガムベース、かんすい等の14の用途、(食品表示基準第3条、別表第7))。

論点2 用途名表示の在り方

(現 状) 保存料、着色料、甘味料等の8つの用途で使用した添加物については、物質名のほか用途名を併記することとされている(食品表示基準第3条、別表第6)。

論点3 「無添加」、「不使用」の表示の在り方

(現 状)

- ・「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示」は表示禁止事項とされている(食品表示基準第9条第1項第1号、第13号等)。
- ・ただし、糖類及びナトリウム塩については、特定の要件を満たす場合に限り、「添加していない旨」を表示することが許容されている(食品表示基準第7条)。
- ・通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品について添加物を使用していない場合に、添加物を使用していない旨の表示をしても差し支えないという制度運用を行っている(食品表示基準Q&A(令和元年7月1日最終改正)加工-90)。

論点4 栄養強化目的で使用した食品添加物の表示

(現 状) 栄養強化目的で使用した食品添加物は、その表示が不要とされている(特別用途食品及び機能性表示食品を除く)(食品表示基準第3条)。

ただし、食品表示基準別表第4に規定する、農産物漬物、ジャム類、乾めん類、即席めん、マカロニ類、ハム類、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、ベーコン類、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、ウスターソース類、乾燥スープ、食用植物油脂、マーガリン類、調理冷凍食品、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、果実飲料、豆乳類は表示が必要。

論点5 食品添加物表示の普及・啓発、消費者教育について

(現 状) 平成29年度に行った消費者意向調査では、食品添加物は安全性が評価されたものや我が国において広く使用されて長い食経験のあるものとして国に認められたものが使用されていることを知っていた者の割合は35.8%で、半数以上が知らないという回答であった。